

令和3年度 政策討論会 第一分科会（第4回）要点記録

日時 令和3年10月20日（火）10:00～11:02

場所 第1委員会室

出席者 友永 修（座長）

今口 千代子（副座長）

田中 市子

堂本 啓祐

殿本 マリ子

南 加代子

西田 武史

河合 馨（座長、副座長以下は議席番号順）

議事内容

討論テーマ「市民センターの役割について」

<各議員の発言要旨>

●人員配置については、本庁の窓口対応とは異なり、あらゆる市民の相談を聞く事から、対応時間が比較的長いケースがある。それだけ地域に密着した対応で良い事であるが、現状の人員配置では賄い切れていないのが実情である。そこで、現状の正職員3名+会計年度任用職員4名体制を、正職員4名+会計年度任用職員3名体制とすべきである。

・機構改革については、現状では市民センター（市民環境部）・公民館（生涯学習部）・図書館（民間委託）の三者で運営されている複合施設であるが、市民の利便性の向上とセンターの活性化を図る為に公民館という位置づけを取り払い、コミュニティセンターとして運営すべきである。

●センター職員の配置については、将来のIT化で少人数での業務遂行が可能になると考えるが、かなり先になると考えられる。

現状の7人配置（正職員3人・会計年度任用職員4人）を、正職員4人・会計年度任用職員3人にすることで、センター運営上、利用者拡大が見込まれるとの、センター長からの要望も聞いている。

・センターと公民館の在り方については、2部(2課)が関わっているので生涯学習課に対し、公民館の決まり事(社会教育法)等を政策討論会として、確認する場が必要である。

●コンシェルジュについては、現在本市では子育て施設課に専門性を持つ方が配置されているが、市民センターのように幅広い相談ごとに対応したものというイメージが湧かない。コンシェルジュの配置より、職員の配置改善や専門性を高めることが必要ではないか。

IT化の準備という点では、市民センターはIT化に馴染みにくい方への対応が求められているということも含め、今後の課題と考える。

・市民センターのコミュニティセンター化に関しては、公民館とコミュニティセンターの違いとされる「市の窓口業務」「図書館」などが現在の市民センターには設置されている。つまり現在の市民センターは、すでにほぼコミュニティセンターといえる状態である。一般にコミュニティセンターは、市長部局が設置主体であるが、本市市民センターの場合は、公民館、サービスセンター、図書館が縦割りとなっている点は課題である。

公民館については、原則有料とされたなかで、営利目的の事業でなければ民間企業なども利用できるようになっている。社会教育法に基づく役割は保つべきと考える。

●市民センターの人員確保については、職員は、会計年度任用職員・正職員に関わらず、各スキルをアップする研修などで対応できると考える。討論になっている提言の文言は、「必要な職員を配置する」でよいと考える。

●市民センターの職員配置については、正職員を増やすべきである。会計年度任用職員は勤務時間に制限があるため、センターの業務量から市民への対応が不十分になっていると考える。

現在公民館機能は生涯学習課の管理の下にあり、センター機能が一体化されにくいため、公民館をコミュニティセンターに包含しての運営にしてはどうかという意見が出ている。コミュニティセンター化のイメージがつかめないため学習が必要である。

●全市民センターを回らせていただいたが、やはり、正職員が少なく、職員も頑張ってくれているが、時間的に厳しい面もあり、仕事を継続的にするには正職員をもう一人増やすほうがいいのではないか。

・市民サービス向上においては、現在のままで良いと思われている市民が多い。職員が一生懸命頑張ってくれているからだろう。

・正職員と会計年度任用職員の人数比を、現在の3対4から4対3に変更すると費用対効果はどうなるのか。

●人員配置については、会計年度任用職員の勤務形態が現場の状況に合わず、シフトが組みにくいというのであれば、会計年度任用職員の勤務形態を現場の実態に則したものとすよう、人事課も交えて見直すことが必要だ。

ただし、制度の見直しには時間を要するため、現状の市民センター配員基準 7 名の内、市職員 3 名⇒4 名に、会計年度任用職員 4 名⇒3 名とすることは検討して良いのではないか。

・市民センターをコミュニティセンターとすることについて、以下のように考える。

1) 現状の市民センターは、公民館機能はもちろん行政サービスや図書館機能を併せ持ち、すでに地域のコミュニティセンターとして充分機能している。

2) 館の貸出しに関しても、昨年度導入した受益者負担の考え方により、市外に居住する人や一般企業が研修等で利用することも可能となっている。また 1 時間単位での利用も可能となり、費用負担の面でも利便性が高まっている。

3) 来年からは、貸出予約のオンライン化を実施するとのことであり、さらに利便性が高まることを期待している。

4) 今回、館の貸出しに際して、「公民館」という呼称では、社会教育法上の制約を受けるため、「コミュニティセンター」と称して、社会教育法で定める禁止条項 ①もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業へ援助すること ②特定の政党の利害に関する事業を行い、公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することの適用を回避してはどうかとの提案だが、どのような呼称にしろ、また、どの部署が担当するにせよ、市民センターが公共施設である以上、前述①②の制約は必要であり、社会教育法上の「公民館」の呼称を変更する特別な理由はない。

※各議員からの意見を受けて、まとめとして発言。

●市民センターの現状として、日常業務と様々な市民相談、そして公民館の受付事務などがあり、職員の適正配置の検討が必要だと認識した。しかし、各センターの状況に違いもあると考えられることから、正職員の増員も含めた適正配置について、もう少し討論を深めていく方向とする。

市民センターをコミュニティセンターとし、公民館を生涯学習課の管理から外し、コミュニティセンターの一部として、その利用範囲を拡げるべきとの意見があるが、そうするために必要な環境整理、法的整備、そしてメリット・デメリットを理事者に確認したいとの要望が出された。各議員の質問事項を取りまとめ、理事者に説明を求める。

・次回の討論会日程は、11月19日（金）10：00～ 第2理事者控室